

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

はじめに、ツール・ド・とちぎ第3回大会が、去る3月22日から24日までの3日間にわたり開催されました。今回はタイムトライアル、ラインレースに加え、新たに周回レースが実施されたほか、コース沿道におけるイベントの充実等により、前回大会を上回る約7万9千人の方々にお越しいただくとともに、官民連携によるオール栃木体制での大会運営について、自転車競技関係者から高い評価をいただいたところであります。来年3月に開催予定の第4回大会が、自転車先進県とちぎの更なる魅力発信と本県の地方創生につながるよう、主催者や市町等と一層の連携を図り、準備を進めて参ります。

次に、4月から始まりました「本物の出会い 栃木」アフターデスティネーションキャンペーンにつきましては、県内各地で魅力的な特別企画が実施され、これまで国内外から多くの観光客の方々にお越しいただいております。特に、10連休となりましたゴールデンウィーク期間中は、新元号の出典である「万葉集」を公開した足利学校、アフターDCに合わせて開催した「とちぎ山車まつり『春の陣』」、花が見頃を迎えた市貝町芝ざくら公園など、多くのお客様にお越しいただき、好評を博したところであります。

開催期間の今月末まで、引き続き、県内各地でとちぎの「本物」を実感できるイベントが開催されますので、心からの「おもてなし」でお客様をお迎えして参ります。

次に、3月にアラブ首長国連邦で開催された2019年スペシャルオリ

ンピックス夏季世界大会・アブダビの卓球競技シングルスとミックスダブルスの2種目において、金メダルを獲得されました薄井えりか選手に対し、その功績をたたえ、去る4月15日、2度目となる栃木県スポーツ功労賞を授与いたしました。

薄井選手の活躍は、多くの県民に希望と活力を与えてくれるものであり、今後の更なる活躍を期待するものであります。

次に、東京2020オリンピック聖火リレーにつきまして、本県を含む全国ルートが、今月1日、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から公表されました。本県の聖火リレーが、多くの県民の参加や協力を得て、心に刻まれるものとなるよう、関係機関等と緊密に連携して取り組んで参ります。

また、本県は、ハンガリー選手団の事前トレーニングキャンプの誘致を進めているところでありますが、来月、小山市において水球ナショナルチームの視察を兼ねたキャンプを受け入れることとなりました。今回の受入れを、東京2020大会における事前トレーニングキャンプの実施につなげるとともに、他の競技団体にも、引き続き働きかけを行って参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例6件、その他の議案8件の計15件であります。このほか報告12件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算は、森林環境譲与税を活用した基金を設置し、森林経営管理制度の導入に向けた市町の取組を支援するとともに、県内中小企業等のキャッシュレス決済の導入促進を図

るなど、当面する緊要な課題に適切に対処することとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、1億1,200万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、8,054億200万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金、地方譲与税、繰越金等を充てることといたしました。

第2号議案は、市町村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の支援等に要する経費の財源に充てるため、栃木県森林環境整備促進基金を設置することについて、新たに条例を制定するものであります。

第3号議案は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理をするものであります。

第4号議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬の額を改定するため、栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、手数料等の額を改定するため、栃木県手数料条例等の一部を改正するものであります。

第6号議案は、地方税法の一部改正に伴い、自家用のキャンピング車に係る自動車税の種別割の税率を引き下げること等のため、栃木県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、長屋における敷地内の避難上必要な通路を確保する

こと等のため、栃木県建築基準条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、栃木県人事委員会委員松田美智子氏の任期が来る7月31日に満了いたしますので、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第9号議案から第11号議案までの3件は、県の行う建設事業等に対し市町村が負担する金額について、それぞれ議決を求めるものであります。

第12号議案は工事委託契約の締結について、第13号議案は工事請負契約の締結について、第14号議案は工事請負契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第15号議案は、栃木県道路公社が行う有料道路事業の変更に関する同意について、議決を求めるものであります。

報告第1号は、栃木県県営住宅の家賃使用料等に係る債権の放棄に関する報告であります。

報告第2号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

報告第3号から第12号までの10件は、それぞれ継続費等に係る繰越計算書の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。